

答 申

1 審査会の結論

実施機関は、本件異議申立の対象となった非公開決定処分を取り消し、当該事務事業の性質上、公開することにより、当該若しくは将来の同種の事務事業の目的を失わせ、又は適正な実施に著しい支障を生ずるおそれのある部分を除き公開すべきである。

2 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、異議申立人が名張市情報公開条例（平成10年名張市条例第13号、以下「条例」という。）に基づき行った、次の公文書公開請求に対し、名張市監査委員が行った非公開決定の取り消しを求めるといものである。

請 求 日 平成22年5月16日（平成22年5月18日受付）

請 求 内 容 「政務調査費の支出に関する措置請求の監査結果」に関わる
平成22年3月25日の監査対象部局の監査実施記録、又は議事録、及び
平成22年4月15日議員会派責任者の事情聴取記録、又は議事録、及び
平成22年4月12日の行政改革推進室の事情聴取記録、又は議事録

実施機関の処分 平成22年5月26日付名監第25号（公文書非公開決定通知書）

3 実施機関の説明趣旨

条例第6条第4号アにおいて実施機関における審議、検討、調査、研究等に関する意思形成情報であって、公開することにより、当該又は将来の同種の審議、検討、調査、研究等に、率直な意見交換若しくは中立性が不当に損なわれるおそれ等公正又は適正な意思形成に著しい支障を生ずるおそれのあるもの、同号イにおいて実施機関が行う監査、検査、交渉、渉外、争訟、試験その他の事務事業に関する情報であって、当該事務事業の性質上、公開することにより、当該若しくは将来の同種の事務事業の目的を失わせ、又は適正な実施に著しい支障を生ずるおそれのあるものが記録されているときは、当該公文書を公開しないことができるとされている。

監査に関する文書を公開するという前提の下に監査した場合、監査委員の自由な発言が阻害される、その公開により監査の手法があらかじめわかれば、被聴取者が不要な準備行為をし、的確な事情聴取等が阻害される、被聴取者が萎縮するなどの理由により今後の適正な監査の実施に著しい支障を生じる恐れがある。

実施機関は狭義の意味での議事録そのものは作成しておらず、公文書公開請求内容にかかる議事録等に該当

する記録（以下「議事録等」という。）が存在する。

実施機関は、この議事録等を、監査の意思形成情報であり、また将来の同種の事務事業に著しい支障を生ずる情報が記録されているとして、非公開とした。

4 異議申立て理由

異議申立人は、開かれた行政という情報公開本来の主旨に則り、この監査結果となった過程の情報公開を求めている。

議事録等を公開したとしても、先に実施した監査結果の意思形成、及び今後の監査の事務事業に著しい支障をおよぼすことはないとしている。

5 審査会の判断

（１） 基本的な考え方について

条例の目的は、市民の知る権利に基づく情報公開請求権を保障し、行政の市民に対する説明責任を果たすことにより、より一層開かれた市政を実現するとともに、市政運営をより公正かつ効率的に推進し、市政に対する市民の理解と信頼を確保するというものである。

条例は、原則公開を理念としているが、公文書を公開することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な実施に著しい支障を生じる恐れがあるなど市民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として公開しないことができる項目を定めている。

当審査会は情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下について判断する

（２） 本決定について

監査の内容には幅があり、一律に扱うことはできない。監査という性格もふまえて、議事録等を公開した場合、実施機関の非公開理由である条例第6条第4号ア及びイに該当するか否かを検討する。

- ） 実施機関の意見陳述において、監査に関する文書を公開する事により、監査手法が明らかになり、今後の監査業務を不当に妨げ、支障を生ずると主張していた。

実施機関は、被監査者に公開、非公開について明言して監査したものではないということもあり、非公開とした。

しかし今回の議事録等には、監査の手法が具体的に明示されていないし、一般的な質問内容であって、特殊な技術を要するものではない。議事録等は監査そのものではなく記録であるので、これを公開しても、今後の監査に、率直な意見交換ができなくなる、監査にかかる調査・信頼関係が崩れる、著しい支障を生じるなどの影響をおよぼすとは考えられない。監査を受ける者は、監査手法、質問内容を事前に入手していたとしても、監査に支障はないし、監査の目的を阻害するとは考えられない。

今回の議事録等を実施機関が公開したとしても政務調査費を使った活動を阻害するとはいえないし、議会

権限の侵害には当たらない。

これらのことから、条例第6条第4号アにある非公開理由には該当しない。

さらに監査は実施する事に意義があり、監査委員はその結果を市民に公表する役割も担っている。異議申立人は、監査結果を導き出す過程となった資料の公開を求めて、異議申立をしている。行政の透明性を高めるためにも、監査内容を可能な限り公開するほうが市民から信頼を得られ、本来の情報公開制度の主旨にかなっている。

また、監査内容を公開する事により政務調査費の使途目的を周知でき、議会にも将来に向けて利益をもたらす効果のほうが大きい。

） 公開請求のあった平成22年3月25日の監査対象部局の監査実施記録、又は議事録、平成22年4月12日の行政改革推進室の事情聴取記録、又は議事録については、公開したとしても今後の監査の実施に著しい支障が生ずるとは考えにくいので公開すべきである。

しかし、議事録等のうち、平成22年4月15日の議員会派責任者の事情聴取記録、又は議事録の[清風クラブ]の<その他>欄「 」以降及び[民主クラブ]の<その他>欄「 」以降には、個人的な見解が会派の代表者の見解かが明確にされていない情報が記載されていると考えられ、その部分を公開する事は、今後の議員活動に弊害が生じないとはいいきれない。そのことにより被監査者が監査への不信感から監査への協力を欠き、将来において適正な監査ができないという結果を招く事も否定できず、条例第6条第4号イに該当すると認められ、その部分は非公開とする。

(3) 結論

よって、主文のとおり答申する。

6 審査会の意見

上記基本的な考え方にあるように、公文書はすべて情報公開条例の対象であり、条例中例外規定も設けているが、原則公開である。いずれの実施機関も情報公開制度の理念を尊重し、責任ある文書作成に努めるべきである。

7 審査会の経過

年 月 日	処 理 内 容
平成22年 6月 8日	諮問書の受理
平成22年 6月16日	実施機関に対して非公開理由説明書、審査会出席者名簿の提出依頼
平成22年 6月30日	実施機関の非公開理由説明書、審査会出席者名簿受理
平成22年 7月 2日	異議申立人に対して非公開理由説明書(写)送付、意見書、審査会口頭意見陳述出席者名簿の提出依頼
平成22年 7月12日	異議申立人の意見書の受理
平成22年 8月 6日	実施機関に対する第29回情報公開審査会出席依頼
平成22年 8月 9日	第29回情報公開審査会 実施機関の意見陳述 審議
平成22年 8月20日	第30回情報公開審査会 審議
平成22年 9月 6日	第31回情報公開審査会 審議
平成22年 9月13日	実施機関に対して第32回情報公開審査会出席依頼
平成22年 9月21日	第32回情報公開審査会 実施機関に対する事情聴取 審議
平成22年11月 5日	第33回情報公開審査会 審議
平成22年11月15日	第34回情報公開審査会 答申

8 審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会 長	筒 井 琢 磨	皇學館大学現代日本社会学部教授
会長職務代理	前 田 定 孝	三重大学人文学部准教授
委 員	森 久 恵	三重弁護士会弁護士
委 員	福 田 悦 子	名張市人権擁護委員
委 員	寺 川 史 朗	三重大学人文学部教授